

熱中症予防を理由とした施設利用キャンセルに 伴う施設使用料の還付について

危険な暑さの中、施設利用について無理する事がないよう、
利用前に熱中症予防を理由とした施設利用キャンセルの申し出に
ついては、当日の施設使用料を還付することとします。

還付条件	下記2つの条件を両方満たしていること ①熱中症警戒アラートが愛知県で発令されていること ② <u>利用開始時間までに</u> 施設窓口に <u>熱中症予防を理由</u> としたキャンセルを申し出ていること
適用期間	熱中症警戒アラート情報提供期間
申出方法	電話・窓口 ※ <u>利用開始時間までにお申し出ください</u>
対象施設	体育館・テニスコート